



令和8年度 市町村発達障害者支援体制サポート事業について 市町村サポート事業のご案内

市町村発達障害者支援体制サポート事業(通称:市町村サポート事業)とは



福祉・健康・保育・就労等の機関・事業所と連携し、
発達障害をもつ方への市町村の支援体制の充実を
図ることを目的としています。



対象



- ・市町村行政
- ・市町村の乳幼児健診事後フォロー事業(親子教室や療育グループ等)
- ・親子通園事業所、保育施設、その他支援に関わる機関、団体

支援スタッフ



当センターの職員が支援にあたります。

(職種:保健師・社会福祉士・保育士・臨床心理士・公認心理師など)

ご利用について

無料で行っております。



まずは、お電話でご相談いただき、別添「市町村サポート事業
利用申込書」をメールまたはFAX等でお送りください。

詳細をお聞きの上、日程の調整等を行います。

どうぞお気軽にお問合せください。

【連絡先】 沖縄県発達障がい者支援センター がじゅま〜る

〒904-2173 沖縄市比屋根 5-2-17 (沖縄中部療育医療センター内に併設)

TEL: 098-982-2113 FAX: 098-982-2114

HP: <http://www.okinawa-gajyumaru.jp/>

E-mail: gajyumaru@shoni.or.jp



サポート内容

市町村行政向けサポート

A.市町村の発達障害者支援体制整備に関する会議等への参加

市町村の発達障害者支援体制整備に関する会議等に参加し、地域に沿った発達支援体制の充実に向け、情報提供等を行い、一緒に考えていきます。

【 活用例 】

- ① 地域診断ツール Q-SACCS
- ② 地域自立支援協議会や市町村発達支援連絡会等への参加
- ③ 専門職連携、多職種連携のコンサルテーション

Q-SACCS で、僕たちの町の支援体制が見える化できた！

【Q-SACCS とは？】



B.市町村の早期発達支援事業へのコンサルテーション

保育内容や環境設定、事業運営の整理等について一緒に考えていきます。個別のケースの検討も可能です。

【 活用例 】

- ① 乳幼児健診事後教室（親子教室）へのコンサルテーション
- ② 保育施設へのコンサルテーション ※対象：認可外保育園などの施設。
- ③ 療育グループ・親子通園へのコンサルテーション



乳幼児健診・3歳児健診後の市町村のフォローはうまくいっているかな～

自治体規模で一緒に考えていきましょう☆
何度でもご相談にのります！



市民向けプログラムのサポート

C.新サポートノートえいぶる*活用促進に向けた支援

お子さんの情報や支援を引き継ぐ為のファイル「新サポートノートえいぶる」活用に向けたサポート（説明会や作成補助の演習等）を行います。

【えいぶるとは？】



D.市町村へのペアレントプログラム導入に向けた立ち上げ支援

「ペアレントプログラム」は、子育てに不安や困り感がある保護者に対して【ペアプロとは？】地域の身近な支援者（保育士・保健師等）が効果的に支援できるように設定された子育てプログラムです。



※複数を組み合わせた依頼も可能ですが、時期や状況によっては今年度内の対応が難しい場合がございます。